

さんようおのだ

広報
No.198
2013
6.15



たくさんおるね～！

潮干狩大会 (埴生漁港東側沖)

目 次 CONTENTS 次

目次・表紙の説明	2
市長から市民のみなさんへ	3
ごみをめぐる現状について お知らせします	4
市民意見公開制度(パブリックコメント) 寄せられたご意見をご紹介します	6
国民健康保険料の保険料率が 決まりました	9
トピックスさんようおのだ 福祉医療費受給者証の更新に関するお知らせ など	10
情報ひろば 緊急地震速報の伝達試験の実施 など	12
えがおがいちばん!! 食育くらぶ 女と男の一行詩	14
文化ナビ	15
図書館つうしん	裏

表紙の説明



6月9日、埴生漁港の沖合で潮干狩大会が開催されました。朝からの雨で開催が危ぶまれましたが、天候も回復し、多くの家族連れなどでにぎわいました。午後2時の開始の合図とともに、参加者は熊手やスコップ、バケツを手に沖合の浅瀬へ移動。「おつたよ〜」「こっち、こっち」と楽しそうに声をあげながらたくさんのアサリを掘り出していました。

今晚のおかずは貝汁かな？

山陽小野田市民憲章

みんなのちかい

私たちは、先人のこころを受けとめ、
住みよいまちをめざして、
ここにちかいをたてます。

- 一、このまちの未来のために自ら考えます。
- 一、このまちの未来のために汗を流します。
そして、このまちを愛します。

(平成19年3月21日告示)



・・・パソコン、携帯からご利用できます。



・・・パソコンからご利用できます。

上記のマークがついているものは
「山陽小野田市 WEB 申請サービス」をご利用できます。
パソコンから ☎ <https://s-kantan.com/sanyo-onoda-u/>
携帯電話から ☎ <https://s-kantan.com/sanyo-onoda-k/>



■発行 / 山陽小野田市

<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1-1
☎ 82-1111 (代表)

■編集 / 総務課 ☎ 82-1148

ki-kouhou@city.sanyo-onoda.lg.jp

■ 市長から市民のみなさんへ

山陽小野田市長
白井 信文



■ 本市の観光事業

本市は、観光資源に大変恵まれています。

まず「竜王山」。春は1万本の桜が咲き乱れ、初夏には“ヒメボタル”が飛び交い、秋には旅する蝶“アサギマダラ”が飛来し、年間を通してオートキャンプも楽しめます。頂上からは九州の連山や関門海峡を望むことができ、「せとうち夢海道50景」や「日本の夜景100選」に選ばれています。眼下の「焼野海岸」もまた素晴らしく、地中海風のビーチから眺める夕陽は「日本の夕陽100選」に認定され、夕刻、穏やかな周防灘が刻一刻と茜色に染まるようすは見るものを感動させてくれます。トロン温泉の入浴施設やガラス体験ができる施設も隣接していて、ゆったりと一日を過ごせるリゾート地といえるでしょう。

また、5万本のつつじや四季折々の花、バードウォッチングが楽しめる「江汐公園」や6千株の花菖蒲が咲く「物見山総合公園」もあります。

この、あまりに豊かな観光資源を、市民のみなさんへの周知はもとより、もっともっと市外・県外にも発信したいところです。

寝太郎民話の里、厚狭毛利家墓所、和泉式部伝説、セメント・窯業に関わる産業遺産、浜五挺唐樋・勘場屋敷、有帆の磨崖仏などもあります。厚狭の「おひなさまめぐり」、年中楽しめる観光農園やワイナリー、6場もあるゴルフ場…、まだまだあります。

本市では、山陽小野田観光協会との連携強化に努める一方、近く市民の有志や観光関連団体からも本市の観光事業について助言をいただく「観光懇話会」の立ち上げを予定しています。本市は、売り込みがあまりに消極的なのではないのか、との反省に立ち、受け身から攻撃への転換のきっかけをつかみたい、そうした思いに駆られたためです。公募委員も募集します。観光事業について、みなさんのご意見もお聞かせください。

■ 職場レポート

この5月から、課長級職員全員を対象に、毎月、職場レポートを提出してもらうことにしました。既にたくさんのレポートが届き、夜、職場から持ち帰った仕事が一段落した折などに、興味深く読ませてもらっています。事務分掌の説明に終始したものもあれば、職場改革の実践に取り組んでいる報告もあります。一番多いのは、何とんでも人員の補充や、事業案採用の要望です。なかには悲痛な訴えや、心動かされるものもあります。財政指標が健全化したとはいえ、まだまだ油断のできない状態で、行政の事業があまりにも多いため限られた財源のもと、担当職員の意欲は尊重しつつも、優先順位・費用対効果も考えなくてはなりません。市民のみなさんにも、もうしばらくの辛抱をお願いせざるを得ないのが実情です。どうか、もうしばらく待ってください。

身近な「ごみ」のこと
もっと知ろう！



ごみをめぐる現状 についてお知らせします

毎日のように排出されるごみについて、みなさんはどれだけ知っていますか？本市のごみの現状を理解していただき減量化に向けてご協力をお願いします。

◎問い合わせ先 環境衛生センター（☎ 83-3651）

ごみの出し方を確認しましょう！

本市では、家庭から出るごみは、右のとおりに分別収集を行っています。家庭から出るごみが、きちんと分別されていないと適正に処理できないうえに持ち込まれた際に分別し直すようになるため、時間がかかり効率が悪くなります。

分別に迷ったときは、分別方法を分かりやすく記した「家庭ごみの出し方」をご覧ください。環境衛生センターまでお問い合わせください。

ごみの収集日は「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。また環境衛生センターへ直接持ち込まれる場合は、平日の9:00～12:00、13:00～16:00（16:00以降は受け付けていません）で受け付けています。みなさんのご協力をお願いします。

「家庭ごみの出し方」「ごみ収集カレンダー」は環境課でも配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。



- 燃やせるごみ ● 燃やせないごみ
- 空びん ● 古紙類 ● ペットボトル
- 空かん ● 古着・布類
- 発泡スチロール・白色トレイ
- 大型ごみ（ごみステーションでは収集していません）



金属は「燃やせないごみ」に出しましょう！

燃やせるごみの中に金属類が混じっていると焼却設備に金属が引っかかり、故障を招きます。

木材の切れ端は長さ50cm、直径15cm以内に切って束ね、袋に入れずにそのまま出しましょう！

剪定ごみや木材の切れ端などが規定より長く・太いと焼却設備内で詰まりを起こし、ごみを安定的に焼却できません。

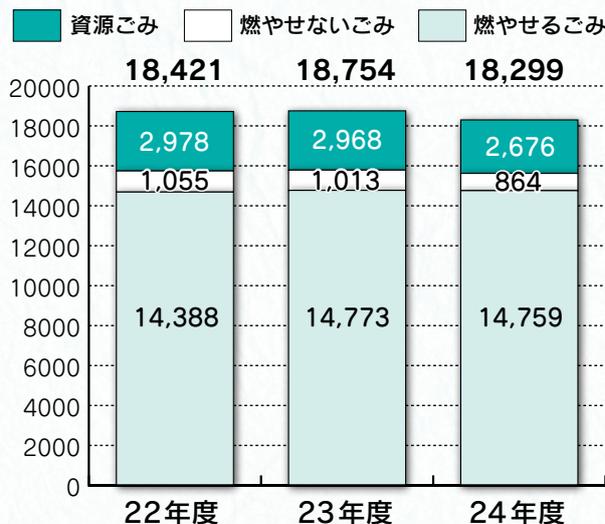
こんなことに気を付けよう！

家庭ごみの排出量

平成22年度から24年度までの家庭から排出されたごみの量は、【図1】のとおりです。24年度の排出量は23年度と比べて455トン（約2.4%）、22年度と比べて122トン（約0.7%）減少しています。また、〈表1〉から人口は年々減少していることがわかります。ごみの年間排出量を1人当たりでみると、22年度278kg、23年度285kg、24年度280kgで、1日に換算すると22年度762g、23年度781g、24年度767gとなります。平成22年度と平成23年度については、平成22年7月に起こった水害により、大量のごみが排出されたことで排出量の増減に影響が出ていると考えられます。

なお、ここに挙げている排出量は市が通常収集したもののみです。

【図1】家庭ごみの排出量の推移（単位：トン）



〈表1〉人口の推移（単位：人）

平成22年度	平成23年度	平成24年度
66,157	65,740	65,275

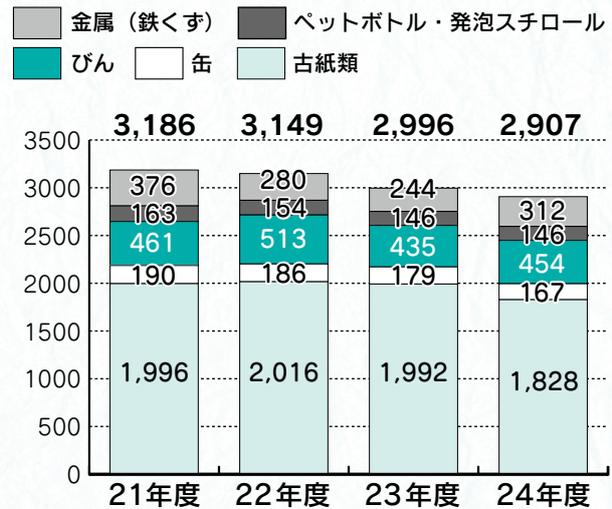
資源ごみの売却実績

【図2】と【表2】は資源ごみの売却量と売却金額の推移を表しています。

23年度と比べると、24年度は売却量が89トン（約3.0%）減少し、売却金額も842万円（約15.7%）減少しています。

なお、売却量が年々減少しているのに対して、売却金額に増減があるのは、引取価格を入札により決定していることによるもので、入札時の市場取引価格により大きく変動します。

【図2】 資源ごみの売却量の推移（単位：トン）



【表2】 資源ごみの売却金額の推移（単位：万円）

	古紙類	缶	びん	ペットボトル・発泡スチロール	金属類 (鉄くずなど)	合計
平成 21 年度	1,776	862	110	441	945	4,134
平成 22 年度	2,766	1,268	84	681	954	5,753
平成 23 年度	2,223	1,282	47	803	1,000	5,355
平成 24 年度	1,807	992	42	655	1,017	4,513

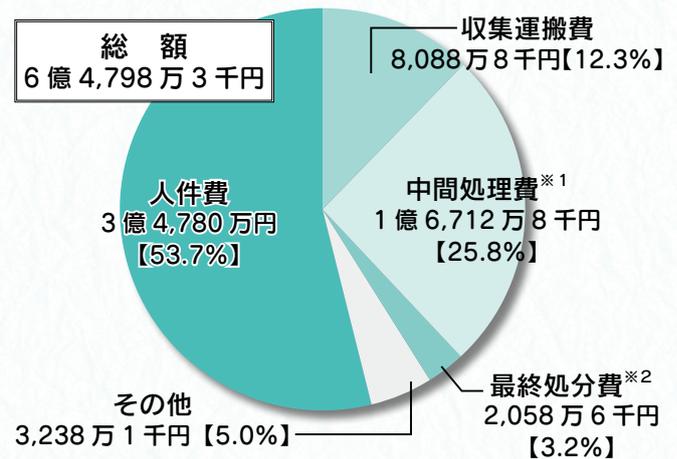
ごみ処理経費

平成 23 年度のごみ処理経費は約 6 億 4,798 万 3 千円で、内訳は【図3】のとおりです。1 世帯あたりでは約 22,900 円、1 人あたりでは約 9,900 円、年間のごみ処理にかかったこととなります。また、1 トンのごみを処理するのに約 23,700 円かかったこととなります。

現在の焼却施設は、稼働して約 30 年になります。老朽化した施設の整備のほか、収集・埋め立てなど、ごみを適正に処理するために維持管理費が必要になります。

最近、燃やせるごみの中に、古紙類や無色のペットボトル等が混じっているのが見受けられます。これらを分別することで資源を再利用することができ、燃やせるごみの量を減らすことができます。

【図3】 ごみ処理経費の内訳（平成 23 年度）



※ 1 中間処理費…焼却・焼却灰処理など

※ 2 最終処分費…埋立・不燃ごみ処理委託など

人口	65,740 人
世帯数	28,390 世帯
年間ごみの排出量	27,444 トン

※平成 24 年 3 月 31 日現在



市民意見公募制度

【寄せられたご意見をご紹介します】

「山陽小野田市地域防災計画(案)」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方(対応)をご紹介します。

なお、本計画の全文は、総務課、山陽総合事務所地域活性化室、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所で閲覧できます。また市ホームページにも掲載しています。

【問い合わせ先】総務課 (☎ 82-1122)

◆地域防災計画とは

山陽小野田市域における災害対策に関する事項を定め、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とするものです。社会情勢や環境の変化、国や県の最新の災害対策等に対応するため全面的な見直しを行ったものです。

<h3>山陽小野田市地域防災計画(案)</h3>	【担当課】 総務課 ☎ 82-1122
	○公募期間 3月15日～4月15日
	○意見の件数 14件
お寄せいただいた意見	市の考え方(対応)
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 防災・減災に関する知識・技能の習得に努める努力義務および通報の義務を追加し次のとおりとする。</p> <p>1 防災・減災に関する知識および技能を習得するよう努めるとともに、自分を含めた周囲が被災しないよう備えておくこと。また、災害が発生する恐れがある異常な現象または災害が発生したときは、市または防災関係機関に通報するものとする。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて修正します。なお、災害時の通報先については、ハザードマップ等に示すとともに、市ホームページに掲載するなど、より分かりやすく提供するよう努めてまいります。</p>
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 防災および減災活動を自分たちの活動と位置づけるため、記載内容を次のように訂正する。</p> <p>2 地域社会の一員として、自主防災組織が行う防災および減災活動に積極的に参加するよう努める。</p>	<p>地域での防災活動への参加啓発は訓練等を行ううえでの課題と認識していますので、市としましても、出前講座や校区防災訓練等に協力し、今後も普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 先で追加した内容に含まれるため「3 自己の責任により自らを災害から守る自助に努めること。」は削除する。</p>	<p>自助には災害への備えの他に、実際に被災したときに自らの身は自分で守るという意味があるため、現行のとおり記載すべきであると考えます。</p>

お寄せいただいた意見	市の考え方（対応）
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 教育機関、市民活動団体およびボランティアの役割を明記し次のとおりとする。</p> <p>(3)教育機関は、その管轄する施設等の安全性を確保するとともに、児童等が災害において、自分の安全を確保するための適切な対応ができるよう、それぞれの発達段階に応じた防災および減災に関する教育の実施に努めるものとする。</p> <p>(4)高等学校および大学等の高等教育機関は、その教育的立場および専門的な見地から災害に強い安心で安全なまちづくりへの調査、研究およびこれらの成果を地域における防災および減災活動に活用し、普及できるよう努めるものとする。</p> <p>(5)市民活動団体およびボランティア団体は、組織力およびネットワークを活用し、自分たちの活動の中で防災および減災の活動に取り組むよう努めるとともに行政の活動を補完する活動に努めるものとする。また、産学官が各自でまたは相互に連携して行う防災および減災活動に積極的に参加するものとする。</p>	<p>ご意見にあります教育機関の役割については、当該機関が実施すべき当然の対応であると考えます。また、高等教育機関につきましては、市としましても、今後も一層の連携強化に努めてまいります。なお、民間団体およびボランティアにつきましては、防災活動を推進するうえで、その役割が非常に大きなものと考えていますので、ご意見の趣旨を踏まえて項目を追加します。</p>
<p>第2編第1章第2節第1項 1 市職員に対する教育 防災体制での行政の体制強化を図るため、「危機管理課」を設置すべきなので、次のことを地域防災計画上に記載する。</p> <p>「総務課」を他市の「危機管理」部門に倣い、この部門を昇格させ「危機管理課」とする。</p>	<p>市地域防災計画には市の災害対策の基本的な方針と対応を示しています。危機管理体制の強化について重要なものであることは当然ですが、危機管理体制の強化と組織体制の変更は別の課題であると考えています。</p>
<p>第2編第1章第2節第1項 2 小・中学生児童生徒に対する教育 文章中の「指導」の後に「・訓練」の文言を入れ、児童生徒に行動を身に付けさせることが肝要である。</p>	<p>児童生徒に対する防災教育とは、防災訓練を含めた教育となります。なお、(2)および(3)については、児童生徒に対する避難時の行動訓練について明確にするため、ご意見のとおり修正します。</p>
<p>第2編第1章第2節第1項 3 市民に対する普及啓発 〔4)災害時の家庭内の連絡体制の確保〕この項は、家庭内で必須の要件であるため、「災害時」を「緊急時」と改訂し、(1)のAとして挿入する。</p>	<p>市地域防災計画は防災に関する事項を定めるものです。用語については「災害時」のままとすることが適切と考えます。なお、掲載箇所については、ご意見のとおり、最初に各家庭で考えていただく項目と考えますので、ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>

お寄せいただいた意見	市の考え方（対応）
<p>第1編第1章第5節 9 市民・事業所等のとるべき措置 自主防災組織での中心的役割を担う者の養成を努力義務として明記し次のとおりとする。 2 防災および減災の活動において、中心的役割を担う者（防災士）を育成し、継続的に地域の防災能力の維持に努めるものとする。</p>	<p>ご意見のとおり、地域の防災活動を推進するに当たり、自主防災リーダーの育成は、重要な課題であると認識しています。</p> <p>防災士の資格につきまして、自主防災組織補助金により防災士の資格取得に係る経費についても補助対象としておりますが、平成25年度事業として、防災士資格取得のための経費に対し、補助金創設を検討しています。</p> <p>今後も地域の防災活動の中心となる人材育成について、自主防災組織等と連携し、検討してまいります。</p>
<p>第2編第1章第2節第1項 3 市民に対する普及啓発 冒頭に「地域における防災および減災活動を促進するため、自主防災組織および事業所等において中心的な役割を担う防災士を育成するものとする。」を追記する。</p>	<p>ご意見のとおり、地域の防災活動を推進するに当たり、自主防災リーダーの育成は、重要な課題であると認識しています。</p> <p>防災士の資格につきまして、自主防災組織補助金により防災士の資格取得に係る経費についても補助対象としておりますが、平成25年度事業として、防災士資格取得のための経費に対し、補助金創設を検討しています。</p> <p>今後も地域の防災活動の中心となる人材育成について、自主防災組織等と連携し、検討してまいります。</p>
<p>第2編第2章第2節第1項 2 自主防災組織の活動支援・機能強化 記載内容を訂正し次のとおりとする。 (5)自主防災リーダーの育成 研修会等を実施し、自主防災活動を活発にするために必要な地域の要となる自主防災リーダーを育成する。この手段として、中心的役割を担う防災士を育成する。また、自主防災リーダーとの相互連携のもと、自主防災組織の醸成を図る。</p>	<p>ご意見の趣旨については「第2編第14章災害ボランティア活動の環境整備」に記述済です。</p>
<p>「ボランティア活動の環境整備」の章を設け、ボランティアの「位置付け」「育成」「登録」「支援体制の整備」等の記述が必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨については「第2編第14章災害ボランティア活動の環境整備」に記述済です。</p>
<p>第4編第11章第1節第2項 災害ボランティアセンターの業務 記載内容を訂正し次のとおりとする。 (1)ボランティアの登録・参加要請、コーディネート</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて修正します。</p>
<p>第4編第11章第1節第2項 災害ボランティアセンターの業務 記載内容を追加し次のとおりとする。 (2)ボランティア保険のあっせん、受付 原則として、個人で加入してもらう。（未加入の人のみ）救助法適用の場合は、未加入者に限り全国福祉協議会のボランティア活動保険を市が負担するが、県等が負担する場合はその限りではない。</p>	<p>ご指摘の箇所は災害ボランティアセンターの主な活動について示しています。</p> <p>具体的な内容については、関係団体等と協議のうえ、個別のマニュアル等により定めてまいります。</p>
<p>第4編第11章第1節第2項 災害ボランティアセンターの業務 記載内容を追加し次のとおりとする。 (6)活動証明書の発行 ボランティアセンターは、活動終了後に必要な証明書の発行を行う。</p>	<p>ご指摘の箇所は災害ボランティアセンターの主な活動について示しています。</p> <p>具体的な内容については、関係団体等と協議のうえ、個別のマニュアル等により定めてまいります。</p>

国民健康保険料の 保険料率が決まりました



◇問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1177)

国民健康保険料は、本市の医療費の状況により毎年算定しています。本市は1人当たりの医療費が県内でも2番目に高く、そのため保険料も高くなっています。平成24年度の1人当たりの医療費は微増しているものの、医療費総額はほぼ横ばいだったため、保険料率も同程度となりました。

国民健康保険財政の運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険料の算定方法と平成25年度の保険料率

1年間の保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援分 + 介護分※

	医療分	後期高齢者支援分	介護分※
所得割	10.0%	3.2%	3.5%
均等割	26,000円	8,200円	8,800円
平等割	25,000円	7,800円	6,000円
賦課限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※介護分は、世帯内の国保加入者の中に40歳から64歳までの人がいない場合はかかりません。

【所得割】前年の所得金額から33万円を引いた額に表中の料率をかけて算出した額

【均等割】被保険者1人につき負担してもらう額

【平等割】1世帯につき負担してもらう額

国民健康保険料の納め方

同一世帯の被保険者の保険料を世帯主に納めていただきます。

◆普通徴収

口座振替または納付書で納めてください。納入通知書(右写真)のCの部分に納付金額、口座振替の場合はAの部分に金融機関名を記載しています。また、納付書は各期1枚ずつ(最高10枚)お送りしています。期別と納期を確認のうえ、納期限の近いものから使用してください。

※保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替での納付を希望される人は、通帳と届出印をお持ちのうえ世帯主名義の預貯金口座のある市内金融機関で申し込んでください。

◆特別徴収

1年間の保険料を、6回に分けて年金から差し引きされます。納入通知書Bの部分に納付金額を記載しています。

▲納入通知書兼特別徴収開始(停止)通知書

◎手数料無料 コンビニでも納付できます

4月からコンビニエンスストア等でも納付できるようになりました。利用できる店舗は、納付書の裏面に記載しています。なお、次のような納付書は使用できませんのでご注意ください。

- 金額を訂正したもの
- 金額が30万円を超えるもの
- 納期限を過ぎたもの
- バーコードが読み取れないもの



福祉医療費受給者証の更新に関するお知らせ

●問い合わせ・申込先

高齢障害課 (☎82・1170)
こども福祉課 (☎82・1175)

●重度心身障害者医療費助成制度

受給者証の有効期限は、6月30日です。7月1日以降も制度の対象となる人には申請書を郵送しますので、6月28日までに更新手続きをしてください。ただし、「後期高齢者医療適用」と記載された受給者証を持っている人で、引き続き対象となることが確認できる人については、新しい受給者証を送付しますので、更新手続きは必要ありません。

◎持参するもの 更新申請書、障がいの程度を証明するもの(障害者手帳等)、健康保険証、印判

◎申請場所

- 小野田地区にお住まいの人
高齢障害課
- 厚狭・出合・厚陽校区にお住まいの人
山陽総合事務所市民窓口課
- 埴生・津布田校区にお住まいの人
埴生支所

◎問い合わせ先 高齢障害課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**7月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

●乳幼児医療費助成制度

現在、乳幼児医療費受給者証を持っている人で、乳幼児の父母の平成25年度市民税所得割(税額控除前)合計額が136,700円以下であることが確認できる人は、自動更新処理を行いますので、更新手続きは必要ありません。新しい受給者証は、7月25日ごろ郵送します。なお、所得要件に該当しなかった人には、非該当通知を送付します。



◎お願い

健康保険証に変更があった場合は届出が必要です。忘れずに手続きをしてください。

◎問い合わせ先 こども福祉課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**8月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

●ひとり親家庭医療費助成制度

市民税所得割非課税の世帯で、18歳未満の児童(18歳をむかえて最初の3月末日まで)がいるひとり親家庭の母・父および児童が対象です。現在受給者証を持っている人は、6月28日までに更新手続きをしてください。

◎持参するもの

更新申請書、福祉医療費受給者証(持っている人)、健康保険証、印判

◎申請場所 こども福祉課、山陽総合事務所市民窓口課、南支所、埴生支所、公園通出張所

◎問い合わせ先 こども福祉課

現在、所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人は、**8月1日**から対象となる場合がありますので、お問い合わせください。



竜王山のハマセンダンを

市指定天然記念物に指定

竜王山のふもとにある大浜神社跡で発見されたハマセンダンの巨木を、市指定天然記念物に指定しました。

ハマセンダンは、ミカン科の落葉高木で、暖地の海岸に近い山林に生育し、本州（三重県以西）、四国、九州、沖縄、台湾、中国大陸南部にかけて分布します。

瀬戸内海の竜王山にあるこのハマセンダンは、目通り（地上高 1.3m で測った幹の周囲）5.2m、根回り約 12m、高さ約 15m もの巨木で、国内では最大級であると思われ、極めて希少性の高いものといえます。また、果実をつけないことから雄株と思われ、樹齢はおよそ 250 年と推測されますが、樹勢は旺盛です。

見学の際は、根を踏んだりしないよう静かに見守ってください。



▲市指定天然記念物「ハマセンダン」
＜所在地＞大字小野田 1094 番地

〈問い合わせ先〉社会教育課（☎ 82・1205）



市民病院からのお知らせ

◎「院外処方」をはじめます

市民病院では、外来患者のお薬を病院内でお渡しする院内処方を行っていますが、平成 25 年 8 月から順次、「院外処方」に移行します。

「院外処方」とは、医師が治療に必要なお薬を指示した処方せんを発行し、その処方せんをもとに、かかりつけの保険薬局で調剤、お薬を受け取る仕組みです。

なお、当院の薬剤師は、入院患者へのお薬の説明や管理に力を注ぎ、医師・看護師その他の医療従事者とともにチーム医療に貢献し、薬を通じて患者の健康回復と医療安全に貢献することを目指します。



◎「院外処方」に変わる時期

- 0 ～ 59 歳までの外来患者
平成 25 年 8 月から
- 60 ～ 69 歳までの外来患者
平成 25 年 10 月から
- 70 ～ 79 歳までの外来患者
平成 25 年 12 月から
- 80 歳以上の外来患者
平成 26 年 2 月から

◎ FAX コーナーを設置しました

山陽小野田薬剤師会により、FAX コーナーが設置されました。これにより、医師が処方した処方せんを事前に FAX で保険薬局に送付でき、受け取りの時間を短縮できます。

〈問い合わせ先〉病院局医事課（☎ 83・2355）

お知らせ



緊急地震速報の伝達試験の実施

J-ALERT(全国瞬時警報システム)の試験を実施します。試験日には、市役所、山陽総合事務所、さくら公園(桜一丁目)、川上会館(松ヶ瀬)に設置してある同報装置(屋外拡声機)から次のとおり音声を発信します。

●とき

6月28日(金) 10時15分頃

●放送内容

(防災行政無線チャイム)

「こちらは山陽小野田市です。ただいまから訓練放送を行います。」

(緊急地震速報チャイム音)

「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回繰り返し)

「こちらは山陽小野田市です。これで訓練放送を終わります。」

(防災行政無線チャイム)

※放送内容は一部変更する場合があります。また、気象状況等によっては、試験を中止する場合があります。

●問い合わせ先

総務課 (☎ 82-1122)

ライトダウンキャンペーン

夜間の屋外照明施設(ライトアップ施設・ネオンサイン・外灯など)や職場、家庭での不要な電灯を消して、節電・省エネを実践しましょう。

●期間

6月21日(金)～7月7日(日)
20:00～22:00

●重点日

6月21日(金)(夏至)
7月7日(日)(クールアースデー)

●問い合わせ先

環境課 (☎ 82-1144)

後期高齢者医療制度
点字シール付き被保険者証

平成25年度の後期高齢者医療制度被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で送付する予定ですが、点字がついた被保険者証を希望する人には、封筒、被保険者証に点字シールを貼って送付します。

●申込期限 6月28日(金)

●申込方法 電話にて申込み

※既にご希望いただいている人には、引き続き点字シールを貼ったものを送付します。

●問い合わせ・申込先

国保年金課 (☎ 82-1209)

市民プール
オープン

●期間

7月7日(日)～8月31日(土)

●定休日

毎週水曜日(臨時休業有り)

●利用時間 ① 9:00～12:00

② 13:00～16:00

③ 17:00～19:00

●入場料 高校生以上 100円

4歳～中学生 50円

4歳未満 無料

※利用時間ごとの料金となります。

●問い合わせ先

市民体育館 (☎ 84-2430)

市民プール (☎ 83-3583)

小野田医師会健康ミニ講座

●とき

7月25日(木) 14:00～15:00

●ところ 中央図書館

●演題 「熱中症について」

●講師 藤村 嘉彦

(中村内科胃腸科医院)

●受講料 無料

●定員 80人(先着順)

※事前の申込みは必要ありません。

●問い合わせ先

保健センター (☎ 71-1814)

アンチエイジング講座

自律神経の働きが、脳内環境や腸内環境に関わることを科学的知見から解説し、健康的な生活を発見していきます。

●対象 高校生以上

●とき

7月6日(土) 14:00～15:30

●ところ

山口東京理科大学2号館

●演題

「体内環境で蘇る健康生活」
～脳活できらきらライフをつかもう～

●講師 早川 あけみ(山口東京理科大学工学部准教授)

●受講料 無料

●定員 30人(先着順)

●申込方法

電話にて申込み(FAXでも可)

●問い合わせ・申込先

山口東京理科大学事務部

(☎ 88-3500 FAX 88-3400)

募集・試験

「敬老お祝いセール」の
協力店を募集します

9月の「敬老の日」にちなんで、商品の割引など高齢者に喜ばれるサービスを提供できる事業者を募集します。

●実施期間

9月1日(日)から各協力店が設定する期限まで

●応募期限 7月10日(水)

●応募方法

提出先に備え付けの応募用紙に記入し提出(郵送、FAXでも可)

※応募用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

●問い合わせ・提出先

高齢障害課

(☎ 82-1171 FAX 83-9082)

敬老月間啓発作品を募集します

9月の「敬老の日」を迎えるにあたって、家族、地域で「敬老」について考えるための取り組みとして、敬老月間啓発作品を募集します。作品は敬老月間の期間中、市役所ロビーで展示します。みなさんのご応募をお待ちしています。

■ポスター作品

最優秀作品は、平成25年度敬老月間啓発ポスターとして使用します。

- テーマ 「敬老」
- 応募期限 7月10日(水)(必着)
- 応募規定 4つ切り画用紙

■詩または標語作品

応募いただいた作品は、FMサンサンきららで放送します。

- テーマ 「感謝」
- 応募期限 8月12日(月)(必着)
- 応募規定

400字詰め原稿用紙1枚以内。標語については指定はありません。

●応募資格

本市に住所を有する人

●応募方法

作品の裏面に住所・氏名・年齢を記入し提出（郵送でも可）

※小中学生および高校生は学校名と学年を記載してください。

●問い合わせ・提出先

〒756-8601
山陽小野田市役所 高齢障害課
(☎ 82-1171)

おのだ七夕花火 各種イベント参加者募集

■第7回おのだ七夕花火

- とき 8月7日(水)
- ※雨天の場合は8日(木)に開催します。
- ところ
県立おのだサッカー交流公園

山陽小野田市人権講座受講生募集

人権意識をさらに高めて、心豊かな地域社会づくりを推進していきましょう。受講料は無料です。みなさんの参加をお待ちしています。

- 講座日程（時間はいずれも19:00～20:30）

とき・ところ	内容	講師
7月11日(木) 開講式 文化会館	【講義】 「美祢社会復帰促進センターの取り組み」 (罪を犯した人の人権)	美祢社会復帰促進センター 矯正処遇部職員
7月18日(木) 市民館	【ビデオフォーラム】 「アイムヒア 僕はここにいる」 (発達障害について)	市社会教育課職員
7月23日(火) 文化会館	【講義】 「インターネットと人権侵害」 (インターネットと人権)	やまぐち総合教育支援センター 研究指導主事
8月2日(金) 閉講式 市民館	【講義・ワークショップ】 「私の人権、私の隣の人権 ～こころの源へ～」 (デートDV対策 ほか)	エンパワメント山口 代表 秋本和美 ほか

※全講座受講が望ましいですが、1講座のみの受講も可能です。

- 申込期限 6月28日(金)
- 申込方法 電話にて申込み
- 問い合わせ・申込先 人権・男女共同参画室 (☎ 82-1137)

■七夕飾りコンテスト作品募集

みなさんが作った笹飾りで、七夕会場を盛り上げましょう。ふるってご応募ください。

※笹竹は提供します。

○応募期限

7月19日(金)

○発表・表彰式

8月7日(水)

○展示期間 8月1日(木)～7日(水)

○展示場所 おのだサンパーク

■バザー出店者募集

当日、会場内にお店を出して地域のみなさんと交流を図り、会場を盛り上げましょう。

※市内の事業者、団体に限ります。

○応募期限 7月12日(金)

●申込方法 提出先に備え付けの申込書に記入し提出

●問い合わせ・提出先

小野田商工会議所 (☎ 84-4111)



放送大学 10月入学生募集

放送大学は、テレビやインターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の人が学んでいます。

詳しい資料を無料で送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

●申込期限

8月31日(土) (大学本部必着)
※インターネット出願も可能です。

●資料請求・問い合わせ先

〒753-0841
山口市吉田 1677-1
(山口大学吉田キャンパス内)
放送大学山口学習センター
(☎ 083-928-2501)
<http://www.ouj.ac.jp>

えがおが いちばん!!



すゑおが まゆ
末岡 摩柚ちゃん (4か月)

「お姉ちゃんと仲よく、元気に成長してね！」

小学校就学前までのお子さんの写真を募集しています!

★申込方法★

掲載を希望されるお子さんの写真(プリントしたものまたはデジタルデータ)と、お子さんの名前(ふりがな)、生年月日、年齢、親の名前、郵便番号、住所、電話番号、15文字程度のコメントを記入した申込用紙を添えて提出してください。郵送、E-mailでも受け付けます。

※申込用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

★問い合わせ・申込先★

〒756-8601 山陽小野田市役所 総務課 ☎ 82-1148

ねたろう君の 食育くらぶ

6月は「食育月間」、
毎月19日は「食育の日」です

食育とは、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てることです。毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定め、国・地方公共団体・関係団体等が協力し、講座や料理教室等を通して、食育の普及啓発を図っています。この機会に家族そろって食卓を囲み、楽しい会話で心を通わせながら、家族みんなで食の大切さを考えてみませんか？

📖 食生活セルフチェック! 📖

- 朝ごはんを毎日食べている
- 地元の食材を選んでいる
- 野菜料理を毎食取り入れている
- 自分の適量やバランスに気をつけて食べている
- 家族そろって食事をしている
- 食事を残さず食べている
- 生ごみを減らす工夫をしている



◎あなたはいくつチェックができましたか？

1～2個	もっと頑張りましょう。
3～5個	まずまずです。もう少し意識して実践できるといいですね。
6～7個	よくできています。これからも心がけましょう。

【問い合わせ先】健康増進課 ☎ 71-1817

ひと 女と男の行詩

厚生労働省では、男女雇用機会均等法の公布日(昭和60年6月1日)を記念して昭和61年以降、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について事業者と労働者をはじめ、社会一般の認識と理解を深める機会としています。

『職場』をテーマにした一行詩の作品の中には、性別を理由にした役割分担や機会の不平等への不満、反対にそれらに対して奮闘している様子などを詠んだものがあります。

性別に関係なく、個人の意欲や能力でチャンスをつかみとることが出来る職場の実現に向けて法整備が進展するなか、実質的な機会均等を実施していくための取り組みが各職場で求められています。

- 適性は 性差でなくて個が決める
- 決めつけない 男と女の役割を
- こだわり無くせば 楽できる
- これからは 仕事に男女の関係なし
- ボクが病気の時 社長さんは
- パパにお休みをくれますか？
- 課の上司

女性になって なごむ部屋

Bunka Kaikan 文化ナビ

文化の薫るまちになあれ...
山陽小野田市文化会館

休館日：第1・第3火曜日

〒757-0002 山陽小野田市大字郡1754番地 ☎71-1000 FAX71-1002 E-mail:bunka-kaikan@city.sanyo-onoda.lg.jp

募 集

第19回 山陽小野田市 8月23日(金)～25日(日) ピアノマラソン大会参加者募集

今年も「ピアノマラソン大会」の開催が近付いてきました。「ピアノマラソン大会」は、文化会館で所有しているスタインウェイ & サンズ社製のグランドピアノを市内外問わずたくさんの人に演奏してもらおうと、平成7年から毎年開催しています。大会では、審査による各賞の表彰や大会連続出場者に贈る大会連続賞などに加え、合計の演奏時間も記録しています。昨年度（第18回）の演奏時間は過去最長の16時間49分09秒を記録しました。

平成7年に128組134人の参加者でスタートしたこの大会も、昨年度は4歳～89歳の400組418人もの方が参加しました。今年も、たくさんの参加をお待ちしています。

- ◆対象 3歳以上
- ◆とき 8月23日(金) 開演10:00
8月24日(土)・25日(日) 開演8:30

※開演時間は予定です。

- ◆ところ 文化会館大ホール
- ◆参加料 1,500円（出演者のみ）
- ◆内容 選曲は自由としますが、5分以内の曲で一人一曲。連弾も可。
- ◆申込期間 7月1日(月)～22日(月)（必着）
- ◆申込方法 往復はがきに住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、学校名および学年（職業）、電話番号、演奏曲名、作曲者名、演奏時間、希望日を記入し、文化会館に郵送してください。返信用はがきには、自分の住所、氏名をあらかじめ記入してください。

※演奏日は、希望者が集中した場合調整させていただくことがあります。
※応募者の個人情報、大会プログラム作成など大会運営に関することに使用します。また入賞者の氏名等は新聞、市ホームページ等で公表します。



●アラ還フェスティバル PART Ⅷ出演者募集

- ◆対象 市内在住、在職の60歳前後の人または60歳前後の人がいるグループ
 - ◆とき 9月14日(土) 開場13:30 開演14:00
 - ◆ところ 文化会館小ホール
 - ◆募集人数 6組（応募多数の場合は選考）
 - ◆申込期限 7月31日(水)（必着）
 - ◆申込方法 文化会館に備え付けの申込書に記入し提出（郵送、FAX、E-mailでも可）申込書は、市ホームページからもダウンロードできます。
 - ◆入場券販売所 文化会館、市民館、協働推進課
- ※入場券は8月上旬ごろ発売予定です。

文化会館イベント情報)))

6/23 山口県交響楽団演奏会



- ◆とき 開場13:00 開演13:30
- ◆ところ 大ホール
- ◆入場券 一般1,000円（高校生以下は無料）

【同時開催】ヴァイオリンプロジェクト

「千の音色でつなく絆」

～心でつなく千人のヴァイオリニストのリレー～
東日本大震災の高田松原で唯一残った「奇跡の一本松」。この一本松の一部や震災で壊れた家屋などの木材から作られたヴァイオリンが演奏会の中で登場します。

7/6 第14回0歳からのファミリーコンサート 休日昼下がりのティータイムコンサート Vol.14

- ◆とき ファミリーコンサート 開演11:00～
ティータイムコンサート 開演14:00～
- ※開場は、いずれも30分前です。
- ◆ところ 小ホール
- ◆演奏者 平野 郁乃（ヴァイオリン）
川口 三直子（ハーブ）
- ◆入場券 ファミリー 500円（高校生以下は無料）
ティータイム800円（飲み物・お菓子付き）

7/11 おんがくであそぼう

- ◆対象 6か月～2歳の乳幼児とその保護者
- ◆とき 10:00～11:00, 11:30～12:30
- ◆ところ 小ホール
- ◆参加料 500円（当日徴収）
- ◆持参するもの バスタオル、キルトマットなど
- ◆申込方法 初めて参加される人は電話にて事前に申込み





あなたにとって大切な一冊がある。
いざ、図書館へ！

図書館つうしん

❖ 今月の新刊とオススメ ❖

new BOOK



心屋仁之助の「奇跡の言葉」
心屋 仁之助 著（経済界）
テレビで話題沸騰中！心理カウンセラーである著者待望の新刊。

new BOOK



金田一秀穂の「日本語用例採集帳」
金田一 秀穂 著（学研教育出版）
国語辞典を作る著者が辞書に書ききれない思いを綴った一冊。

図書館職員
オススメ



かたつむりのひみつ
黒住 耐二 監修 武田 晋一 著
（ひさかたチャイルド）
知っているようで知らないカタツムリの様々な秘密を知ろう。

図書館職員
オススメ



マリアさんのトントントン
角野 栄子 文 にしかわおさむ 絵
（クレヨンハウス）
ラマのマリアさんがさびしくてはじめた足踏みが事件を呼ぶ！

中央図書館の行事

■「山口県が舞台となった子どもの本」の展示
小中学校課題図書に山口県出身作家が選ばれました。
◇とき 7月3日(水)まで ◇ところ 展示ホール

■講演会「おもしろくてためになる山口弁もやま話」
他県の人にはわからない言葉、知らずに使っている言葉など山口の方言を楽しくわかりやすく解説します。
◇とき 7月7日(日) 13:30～15:00
◇ところ 2階視聴覚ホール ◇定員 80人(先着順)
◇講師 森川 信夫（山口県方言研究者）
◇申込方法 中央図書館窓口または電話にて申込み

厚狭図書館の行事

■「時代小説『実力派作家25人』の深淵なる世界」の展示
～平成25年度ロングラン企画第1弾～
◇とき 8月4日(日)まで ◇ところ 1Fホール

◎中央図書館 ☎ 83-2870 (火～金) 9:30～18:00 / (土・日) 9:30～17:00
赤崎分館 ☎ 88-1138 / 高千帆分館 ☎ 83-3212
(火～金) 13:00～17:00 / (土・日) 9:30～17:00
◎厚狭図書館 ☎ 72-0323 (火～日) 9:00～17:00

休館日 中央図書館…6月17日, 24日, 7月1日, 4日, 8日, 15日, 16日
厚狭図書館…6月17日, 24日, 7月1日, 8日, 15日

図書館予定表

<紙芝居・本のよみきかせ>

6月19日(水)

乳幼児おはなしの会 10:30～中央図書館
赤崎おはなしの会 15:00～赤崎児童館
すえおはなしの会 15:30～須恵児童館

▼21日(金)

高泊おはなしの会 15:30～高泊児童館

▼22日(土)

おはなしのじかん 14:00～厚狭図書館

▼26日(水)

ワン・ツー・ど～ん 10:00～厚狭図書館

乳幼児おはなしの会 10:30～中央図書館

有帆もみの木広場 15:00～有帆児童館

すみれおはなしの会 15:15～本山児童館

高千帆もみの木広場

15:30～高千帆児童館

▼28日(金)

キララクラブ 10:00～埴生公民館

7月1日(月)

高泊おはなしの会 15:30～高泊児童館

▼3日(水)

乳幼児おはなしの会 10:30～中央図書館

おはなしの広場 16:30～小野田児童館

▼6日(土)

もみの木ひろば 14:00～中央図書館

▼10日(水)

乳幼児おはなしの会 10:30～中央図書館

▼12日(金)

ママにおすすめする絵本の紹介
10:00～厚狭図書館

▼13日(土)

おはなしのじかん 14:00～厚狭図書館

▼17日(水)

乳幼児おはなしの会 10:30～中央図書館

赤崎おはなしの会 15:00～赤崎児童館

<映写会>

6月21日(金)

「十戒 後編」 13:30～厚狭図書館

7月13日(土)

「おじゃる丸 マロのゆかいな世界」
13:30～中央図書館

▼14日(日)

「フィアリーティル」13:30～中央図書館

<その他のイベント>

6月30日(日)まで

防災服の展示『いつ防災について考えるか？「今でしょ！」』 厚狭図書館

BOOKS

読んで！知って！学ぶ！